

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 米子市の市勢

米子市は、鳥取県の西端、山陰のほぼ中央に位置しており、北西部で境港市、西部で島根県安来市、南部で南部町、伯耆町、東部で大山町、北東部で日吉津村に接している。

市域の総面積は鳥取県全体の 3.8%にあたる 132.42 平方キロメートル、人口は、鳥取市に次ぐ県内第 2 位の 149,313 人（平成 27 年国勢調査）である。

鳥取西部圏域の中心都市として位置付けられ、近隣の境港市・安来市・松江市・出雲市の各都市圏と県境をまたいで中海・宍道湖経済圏を形成してきた本市は、長い歴史の中で地域の文化、伝統を育み、人、モノ、文化などの交流拠点として重要な役割を担っている。

本市は、古くから山陰道の出雲、備中、因幡への分岐点として繁栄してきた。吉川広家が米子城を築いた頃から本格的なまちづくりが始まり、江戸時代初期の中村氏や加藤氏が城主だった時代に城下町としての骨格が形成された。堀を利用した海陸交通の条件にも恵まれたこともあって、後に「山陰の大阪」とも呼ばれるようになるなど商業の町として発展してきた。

今日までその名残をとどめる中心市街地を核として広がる市街地には、市役所、鳥取県西部総合事務所、国の合同庁舎などの官公庁をはじめとした公的機関、JR 米子駅及び JR 西日本米子支社、鳥取大学医学部などの高等教育機関、鳥取大学医学部附属病院などの医療機関、コンベンションセンターなどの文化施設、放送局や新聞社、金融機関、大型商業施設、そのほか山陰エリアを統括するような各種企業や機関など、行政、経済、文化、教育、医療、福祉、娯楽などに関する多種多様な都市機能が集積している。

また、市街地の西には中海、北には日本海、南には秀峰大山から延びるなだらかな丘陵地があり、これらの自然景観と調和して広がる市街地北部の畠地帯や南部の田園地帯など市域には豊かな自然環境がある。

明治期に山陰で最初の鉄道が米子を中心を開通して以降、JR 山陰本線、伯備線、境線の結節点として重要な役割を果たしており、道路では、一般国道 9 号、180 号、181 号、431 号などの主要幹線道路に加え、山陰道米子道路や中国横断自動車道岡山米子線の整備により、近年、広域交通の利便性がさらに高まっている。

また、米子空港（愛称「米子鬼太郎空港」）からは国内線、国際線の航空路線の定期便が就航し、境港からは国際定期貨客船が就航しており、鉄道や道路、空路、海路のいずれにおいても便利なアクセス環境にあって、鳥取・島根両県の接点として、また山陰地方の各方面への玄関口として、山陰随一の交通の要衝となっている。

本市には、コンパクトな市域に集積した都市機能、身近にある豊かな自然環境、充実した医療、介護環境、陸・海・空いずれにおいても便利なアクセス環境といった特徴があり、日常生活での利便性が高く、平成 27 年に国（経済産業省）が作成した、地域の家計収支や地域の暮らしやすさを貨幣価値で示す『生活コストの「見える化」システム』において、「暮らしやすさ日本一」との評価を受けている。

本市の産業について、平成 22 年国勢調査における産業別就業者数は、第 1 次産業 2,804 人（産業別構成比 3.9%）、第 2 次産業 13,892 人（同 19.5%）、第 3 次産業 49,548 人（同 69.6%）となっており、平成 26 年経済センサスにおける産業別従業者数でみると、最も多いのが「卸売

業、小売業」、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっている。

工業については、平成 26 年工業統計調査における製造品出荷額等でみた場合、最も多いのが「パルプ・紙・紙加工品製造業」であり、次いで「食料品製造業」となっている。

農業については、土壌の分布状況からおおまかに、弓ヶ浜半島の畑作地帯と南部及び淀江地区の稻作地帯とに分かれる。弓ヶ浜半島では、白ねぎ、にんじん、施設園芸、葉たばこ、花き等の生産が盛んに行なわれており、南部及び淀江地区の水田地帯では、稻作の単一経営が多く、山沿いに畑地、梨、柿、りんご等の樹園地が拓けている。

漁業については、日本海の美保湾及び中海における海面漁業と日野川水系における内水面漁業が行われている。



鳥取県の位置



米子市の位置



史跡米子城跡位置図

第2節 自然的環境

1 気候・気象

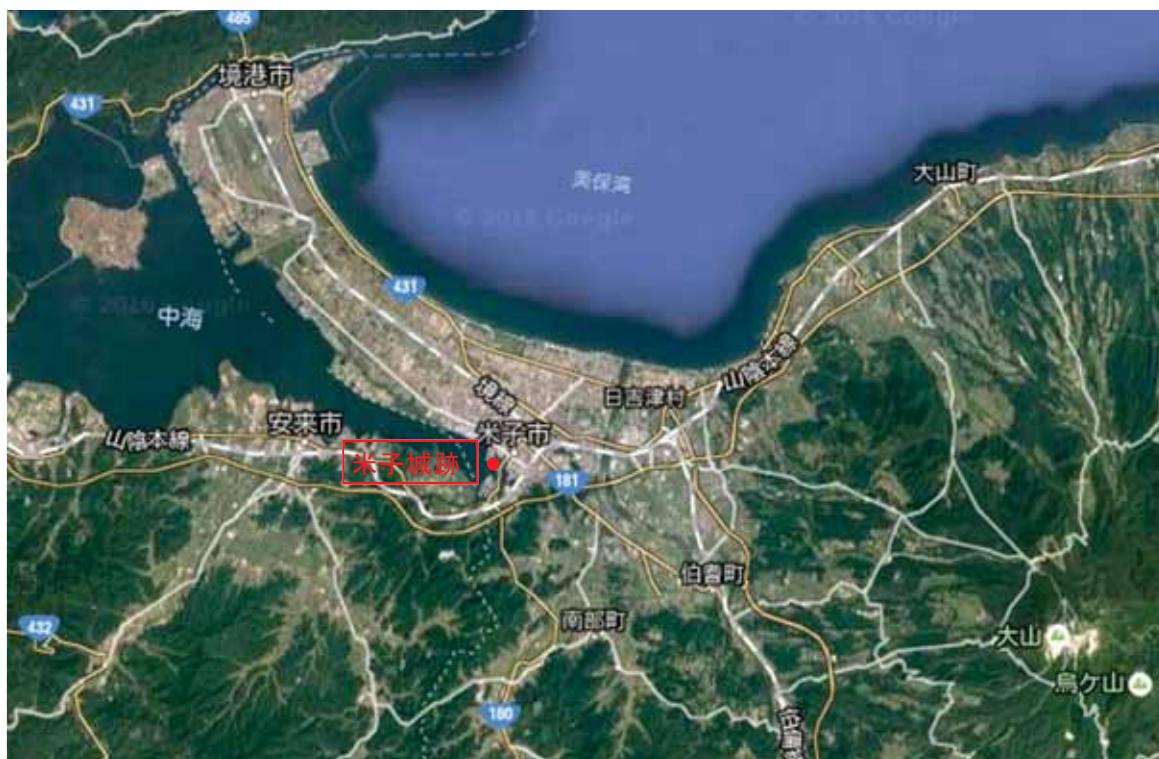
米子市は、鳥取県西部に位置する。北は日本海の美保湾、西は中海に面し、東南部は中国山地の秀峰大山の山麓の一部をなしている。

気候は、日本海型の気候で、春から秋は好天の日が多く、冬は曇りや雪、雨の日が多い。年平均気温は 15.0°C と比較的温暖な地域である。夏は暑いが、熱帯夜は少ない。初夏の比較的早い時期に南風でフェーン現象が発生すると真夏日や猛暑日となることがある。豪雪地帯となっているが、県東部の鳥取市と比べると降雪量は半分ほどと少なく、過去最深積雪は、平成23年豪雪で2011年1月1日に記録した89cmである。また、年最低気温の平均値は 0°C を上回りそれほど低くないため、凍結状態が続き根雪になることもほとんどない。

2 地形・地質

市域の地形は、大きく分けて中国山地から流れる日野川下流域の両岸に広がる沖積平野の米子平野・淀江平野と、それを取り囲む丘陵部に大別される。さらに、その北側には幅約4km、長さ約17kmの弓ヶ浜半島の砂洲低地が形成されている。

丘陵部は、中国山地から続く丘陵性山地と、大山火山に起因する火山性台地で構成される。中国山地の主脈から北方、日本海に向かって延びる支脈は、北になるほど標高が下がり、米子の後背付近で沖積平野の下に埋没する。この丘陵性山地は標高100m以下の部分が等高性を持っていることが特徴で、日野川・法勝寺川・伯太川などの河川で分断され、法勝寺丘陵性山地と呼ばれている。



米子市周辺の地形図

大山火山に起因する火山性台地は、大山から西に向かって大谷台地が高度を下げて平野に埋没する。その西端の尾高付近に岸本原台地が、日野川西岸では越敷山北麓に長者原台地が広がり、福市四つ塚まで達している。市域南方には南部町周辺に分布する古第三紀の花崗岩類や越敷山を中心とする鮮新世の玄武岩類からできた山塊があるが、市域の山塊は第三紀の法勝寺火碎岩層と米子流紋岩層からできている。

水系は日野郡の水を集める日野川と、その支流で南部町の五輪峠に源を発する法勝寺川が主なものである。米子市の新山に源を発する加茂川は自然河川であるが、新加茂川は洪水調節のために掘削された人工河川である。日野川は、中国山地の道後山・三国山に源を発する一級河川で、大山の西麓を日本海に向かって北流し、米子市と日吉津村の境で日本海に注ぐ。丘陵南側には新加茂川流域に低湿地が展開している。

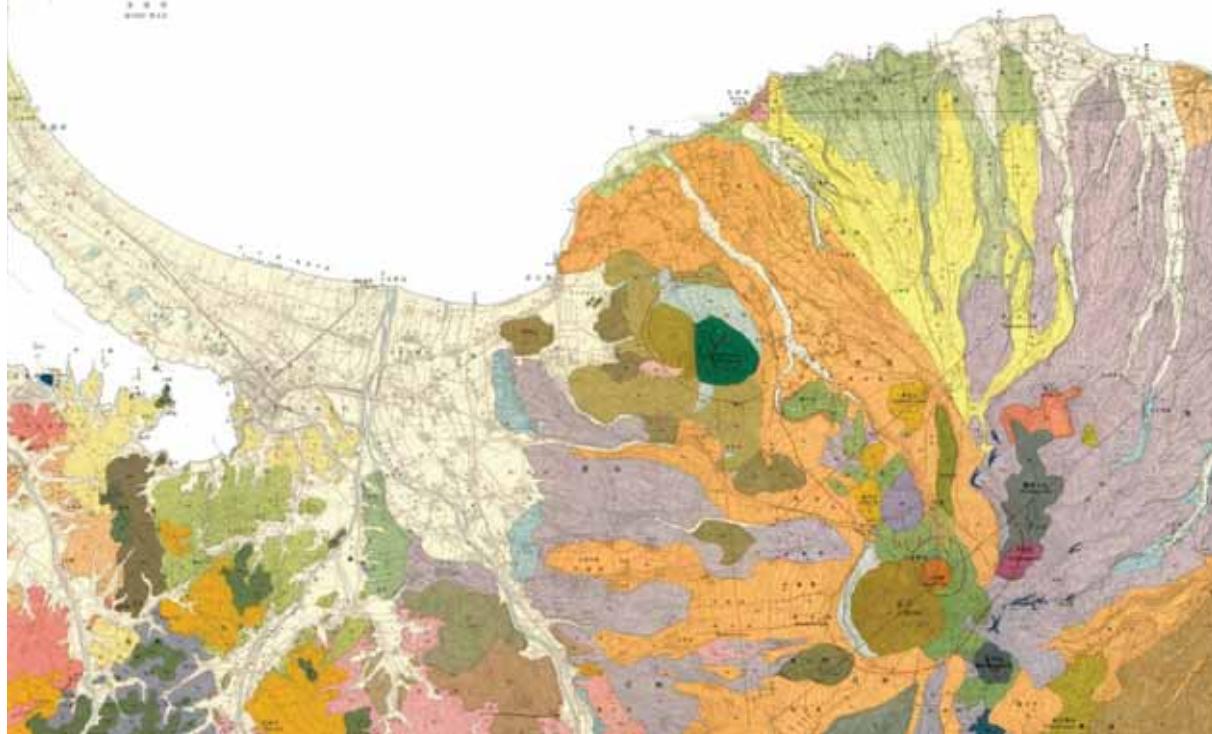
平野の少ない山陰地方では、米子平野は鳥取平野、出雲平野などと並ぶ大きな平野のひとつである。平野部は旧地形を河川堆積物の多量の土砂で披覆して、現在の地形を形成している。米子平野を涵養する河川は日野川・法勝寺川・阿弥陀川・佐陀川である。米子平野はこれらの河川によって形成された扇状地性の沖積平野で、河床は河口まで中礫～大礫でできている。また法勝寺川の谷底平野には法勝寺川低地が広がっている。両三柳～新開～車尾間は弓ヶ浜の後背湿地にあたり、陰田・目久美地区は低湿地である。米子低地は米子市街の大部分がのる一帯である。観音寺・向山・東山・勝田山と続く米子流紋岩の山地によって日野川の扇状地形成と沿岸流による砂州形成も遮られた地域で海拔4m以下の低湿な土地が多い。米子低地の北縁は勝田神社から米子港を結ぶ線で、それ以北には砂州が広がる。

砂州は、飯梨川や日野川からもたれされた砂が、島根半島を迂回する対馬海流の分岐沿岸流などによって運搬堆積し形成されたもので日本最大級のものである。この砂州の南縁は長砂・観音寺・東山・勝田山と続く山塊ラインで、この丘陵によって砂州形成が遮られたためである。砂州にはその長軸方向に内浜・中浜・外浜の3列の砂丘列が発達している。このうち最も古く形成された内浜砂州が、幅も長さも最も大きく、砂丘の発達も大きい。内浜砂州は勝田山から境港市外江町に達する。この砂州にはクロスナをはさんでおり、縄文後期の遺跡も確認されている。クロスナ層の多くはかつての表層の埋没層と考えられ、黒色は有機物によるもので、その上に新しい砂層が発達したものが多い。日本海側から米子市周辺を眺めると、西側には弓ヶ浜砂州が広がり、南方には大山とその前方に孝霊山がそびえ、古来海上交通の目印となっていた。

海域は中海と美保湾で、市の北西には汽水湖である中海が形成されている。この中海は、西側は松江市の大橋側を通じて宍道湖に繋がり、東側は弓ヶ浜によって区切られているが北部で境水道によって日本海に通じていることから、古来内水面交通に利用してきた。



米子市周辺の地質図



地質図凡例

根 被	+	理立地
	+	理・砂および粘土
	+	砂

第四紀(一)更新世	<input type="checkbox"/>	種-砂および泥
	<input checked="" type="checkbox"/>	種および砂
	<input type="checkbox"/>	砂-種および泥

	紫蘇輝石含有黑雲母角閃石安山岩
K ₂	紫蘇輝石含有黑雲母角閃石安山岩
K ₃	凝灰角砾岩
T ₁	凝灰角砾岩
M ₁	火山碎塊および火山輝
N ₁	火山岩塊・火山輝および火山灰
I	粘土
S	角閃石黑雲母安山岩
M	紫蘇輝石含有黑雲母角閃石安山岩
P ₁	紫蘇輝石含有黑雲母角閃石安山岩
P ₂	普通輝石含有紫蘇輝石黑雲母角閃石安山岩
P ₃	普通輝石含有閃石黑雲母角閃石安山岩
L ₁ -L ₂	角閃石含有輝石安山岩
L ₃	高輝石安山岩
T ₂	高輝石黑雲母角閃石安山岩
K	高輝石安山岩
S ₂	高輝石安山岩
N ₂	高輝石安山岩
S ₃	紫蘇輝石黑雲母角閃石安山岩
T ₃	凝灰角砾岩(黒雲母角閃石安山岩 熔岩碎塊) (軟化)

	角閃石粗面安山岩
	角閃石粗面安山岩
	無斑晶安山岩
	普通輝石橄欖石粗面玄武岩
	橄欖石粗面玄武岩(火山帶延灰岩 生件など)
	普通輝石含有閃石黑雲母安山岩
	安輝綠石黑雲母角閃石安山岩
	普通輝石含有黑雲母角閃石安山岩
	普通輝石含有黑雲母角閃石安山岩
	安輝綠石含有黑雲母角閃石安山岩
	角閃石黑雲母安山岩
	無斑晶安山岩
	安山岩

	流紋岩熔岩・貫入岩
	安山岩熔岩・火碎岩
	安山岩貫入岩
	黑色泥岩
	砂岩・礁岩および泥質岩
	酸性輝石凝灰岩
	安山岩火碎岩
	安山岩および流紋岩
	安山岩熔岩および凝灰角砾岩
	安山岩大火樣凝灰岩
	流紋岩熔岩(凝灰角砾岩を伴う)
	流紋岩熔岩(凝灰岩および火山礫 風化崩壊岩を伴う)
	流紋岩角砾岩
	流紋岩凝灰岩および火山礫凝灰岩(風化を挟む)
	花崗岩砂岩(凝灰岩を伴う)

内 巻 記	G4	優白質黒雲母花崗岩
	G3	純ナトリウム花崗岩
	G2	粗~中粒東雲母花崗岩
	G1	花崗閃岩
	G4	アブライト質黒雲母花崗岩
	G3	角閃石雲母花崗岩
未 詳	G2	角閃石石英閃綠岩

3 植生

日本海多雪気候区のもとにあるが、おおむね温暖気候区にまとめることができる市域の植生は、本来スダジイ・シラカシなどの常緑広葉樹による暖温帯照葉樹林が優占して分布する。また、標高のやや高い大山山麓や島根県側の南西山地には冷温帯系の一部混生もみられる。ただし、このような照葉樹林は人為的影響により破壊され、現在は神社・寺院の林や丘陵地などに残るのみである。

現況では、南西部島根県境よりや東部の大山麓はアカマツ林・コナラ林となり、市域南部愛宕町・陰田町などでは植林されたスギ・ヒノキ林が多くを占める。竹林はモウソウチク・マダケ林が山地の麓や集落の周縁に分布している。

市内には広い草原はないが、干拓地、海辺、河川の土手などに、これに相当する植物群落がみられる。

また、日野川の河川敷や中海沿岸などの水辺にはヤナギ類やヨシ・ツルヨシなどを主とした湿地性の植生が見られる。いずれも帰化植物の割合が高い傾向にある。

弓浜砂州の外浜海岸は細長い砂丘地となっており、防潮、飛砂防備のためのクロマツ林とハマゴウ、コウボウムギなどの砂丘植生が見られる。

4 動物相

市域は南部の丘陵性山地で島状に発達した里山林の地域、北西弓浜部では海岸林の地域で占められる。このような生息環境から陸生動物の特徴を挙げると、低山性の落葉広葉樹林及び照葉樹林などの里山環境に依存する中・小型哺乳類、爬虫類、両生類が比較的多いことである。

市域に生息している哺乳類のうち、小型哺乳類の生息分布域は市内のほぼ全域にわたっている。これに対しほんどの中・大型哺乳類の分布域は大山山麓とつながりを持つ日野川東部の地域と中国山地とつながりを持つ南西部の地域の二つに大きく分けられる。日野川東部の地域ではホンドギツネ・ホンドテンが、南西地域ではニホンザル・ニホンイノシシ・ホンドジカがよく姿を見せる。

爬虫類の多くは水田地帯・山林域に生息している。しかし、市街化により生息域は減少している。また両生類はカエル類を中心にオオサンショウウオなども確認されている。これらの多くは市内周辺部の里山環境に依存した種類で占められている。特に、大山裾野に連なる日野川右岸域および島根県境地域で多く確認されている。

鳥類については、大山、日野川、日本海、中海などの自然環境の多様性に大きく関わりがある。分布状況は南西から北西の中海最深部の鳥類、市中央部の都市鳥、南東部の村落耕地、林地型、北部の海型鳥類に類別される。特に中海沿岸部については、水鳥の集団渡来地として優れており、繁殖地と越冬地を行き来する鳥類にとって大切な地域であり、学術的にも極めて貴重な地域となっている。特に冬鳥については、位置的関係から朝鮮半島を経由して多種の鳥類が渡来してくる。

第3節 歴史的環境

米子市は旧石器時代からの歴史を持ち、弥生時代の大規模集落跡や古墳時代の遺跡も数多く発見されている。江戸時代には城下町として繁栄し、その城下町の商人によって「商都米子」の礎が築かれている。

旧石器時代

市域では、旧石器時代の遺構は現在のところ確認されていない。ただし、大山山麓や周辺の台地上では当該期の遺物が出土している。長者原台地の諏訪西山ノ後遺跡では、ナイフ型石器がローム層中から出土している。また坂長村上遺跡、泉中峰遺跡、原畠遺跡でもナイフ形石器が出土しているが、キャンプサイト的な遺構としての石器群が検出された例は今のところ確認されていないため、旧石器時代の様相については不明瞭な点が多い。

縄文時代

縄文時代初頭より人々の居住が始まっているが、草創期において確認されている遺跡は少ない。まず坂長村上遺跡においてローム漸移層中より尖頭器 5 点を含む石器群が出土している。また、陰田第 6 遺跡、橋本徳道西遺跡では尖頭器が、奈喜良遺跡、陰田宮の谷遺跡ではサヌカイト製の有舌尖頭器が出土している。

遺跡が本格的に展開するのは、早期の押型文土器段階以降である。大山山麓、佐陀川上流の山間部に位置する上福万遺跡は、早期の大規模な遺跡で集石遺構や土坑が多数検出されている。縄文早期末～前期以降は、安定した環境下において集落が形成され、中海や淀江の入海に沿った低地と大山の北・西麓の丘陵上に遺跡が集中する。中海沿岸は、中国地方を代表する縄文遺跡の密集地で陰田遺跡群をはじめ目久美遺跡などが知られている。

前期は縄文海進期で、中海沿岸地域は豊富な水産資源を利用した漁撈生活と背後の丘陵の狩猟生活活動に支えられ、目久美遺跡等山陰屈指の縄文遺跡の集中域となる。陰田第 9 遺跡では、縄文時代前期初頭の土器と貝殻層が出土しており、目久美遺跡と時期・地形が同様であることから、関連性の高い遺跡と考えられる。中期には遺跡数が減少し、海岸部では新たな遺跡はみられない。後期・晩期になると、再び遺跡数が増加する。低湿地周辺では、目久美遺跡、古市河原田遺跡、陰田第 1 遺跡などの小規模遺跡が存在する。台地・丘陵部では多くの陥穴が確認されており、妻木晚田遺跡、青木遺跡など何百基と検出された遺跡もある。この時期には、古市カハラケ田遺跡、古市河原田遺跡をはじめ突帯文土器を伴う遺跡が多く見つかっている。特に古市河原田遺跡出土の土器は、縄文晩期後葉の標式遺跡となっている。

弥生時代

縄文時代晩期末から弥生時代に入ると、海退が進むことで中海沿岸は低湿地化し、農耕に適した土地が広がっていたと推測でき、こうした所に水田が開かれ、周辺の微高地には集落が形成される。遺跡の多くは低地もしくは、低地に近い丘陵裾部に選地しており、稻作の需

要・定着の過程における現象として興味深い。前期の代表的な遺跡としては、目久美遺跡や長砂第2遺跡がある。両遺跡では前期から中期にかけての水田が重層して検出され、農耕具などの木製品も多く出土している。水田跡は長砂第2遺跡では前期末～中期前半、中期後半～後期、目久美遺跡では前期～中期、池ノ内遺跡では後期のものが検出されており、その連続性が想定できる。

弥生時代中期後半になると、丘陵上に集落の形成が始まる。中でも青木遺跡は中期後半から後期にかけて長期間存続した集落跡で、山陰の弥生土器編年の基準となった遺跡でもある。この他、淀江町と大山町にまたがる妻木晩田遺跡群、会見町と岸本町にまたがる越敷山遺跡群など、地域の拠点的集落が丘陵上に出現する。陰田から新山にかけての丘陵部においても、弥生時代中期後半から後期にかけて集落が営まれ、古墳時代前期へ続いていく。このように、中期になると遺跡の増加、大規模集落の出現、山間部の開発などが行われる一方、平野部でも目久美遺跡のように長期存続する遺跡が展開するが、後期後半には洪水災害などにより断絶している。丘陵部の大規模集落の出現には様々な社会的背景が考えられるが、平野部における環境変化も大きな要因であると考えられる。

後期になると、中期から継続する遺跡の他に新しい集落を形成する遺跡が出現する。後期中葉以降、陰田遺跡群などの低丘陵性集落が再び、短期間各地に営まれる。古市コガノ木遺跡、古市流田遺跡では竪穴建物とそれに伴う数棟の掘立柱建物が集落内に散在する形で構成される小規模な集落像が考えられる。これら後期に営まれる低丘陵性集落の出現は、当該期に大きな変動要因があったことが窺える。

弥生時代後期後半になると、妻木晩田遺跡などで四隅突出型墳丘墓が出現し、弥生から古墳時代への墓制の移行期と推測されている。また、尾高浅山遺跡では弥生時代後期の三重の環濠集落や、四隅突出型墳丘墓が検出されている。日下古墳群では弥生中期後半の土器棺墓や後期の四隅突出型墳丘墓、岡成第9遺跡では弥生後期の小集落、福市遺跡では弥生後期、古墳時代の集落・土壙墓群が検出されている。

海浜砂丘域では、弥生時代の小海退により弓ヶ浜砂州が出現し古中海湾は潟湖となった。錦町第一遺跡では弥生前～後期の土器が出土しており、博労町遺跡、角盤町遺跡、四日市町遺跡、米子城跡2遺跡でも弥生時代の遺跡が確認されていることから、前述の内浜砂丘域において集落が形成されたのはこの頃からと考えられる。

古墳時代

この時期の米子平野の集落遺跡は主に台地上や丘陵上に分布しており、福市遺跡や青木遺跡のように、弥生時代後期から継続して営まれたものが見られるほか、坂長第8遺跡や坂長尻田平遺跡などのように中期から集落が形成されるものもある。近年、砂丘域の博労町遺跡においても集落が検出されており、海浜部の拠点的集落と考えられている。

米子平野の古墳総数は、現在までに2749基、横穴墓241基、総数約2900基余りが確認されている。最初の首長墓は日原6号墳で、弥生墓制の伝統を継続している。加茂川流域の陰

田・新山遺跡群でも古墳の造営が始まる。新山山田古墳群はいずれも 6~10m の小円墳で、尾根の上方を掘削して弧状の周溝とし、墳丘は地山整形と盛土からなる。最高位の 1 号墳を盟主墳として古墳時代中期から後期初頭にかけて形成された在地小豪族の古墳群と思われる。後期になると古墳数は爆発的に増加し、多くの群集墳が営まれる。この時期、海浜部では、車尾西浜中遺跡、錦町第一遺跡で埴輪などが検出されていることから、付近の砂丘下に古墳が包蔵されているものと思われる。この他、水道山古墳、宗像古墳群、陰田古墳群などについては会見郡半生郷との関連も想定できる。

米子平野の横穴墓は、33 か所で 112 基、日野川左岸、法勝寺川流域に集中している。なかでも代表的なものが陰田横穴墓群で、古墳時代後期における鳥取県最大の横穴墓群である。この地域の横穴墓は後背墳丘を伴う例が多く後背墳丘を伴う例が多く、箱式石棺、礫床・須恵器床を伴い、古墳群の下部斜面部に造営されているものが多く、この傾向は県境を越えて出雲東部にも類例が見られる。このほか大塔山横穴墓群、福市横穴墓群、日下横穴墓群などがある。

古代

古代律令体制下において、伯耆国は『和名類聚抄』によれば氣多・河村・久米・八橋・汗入・会見・日野郡の 6 郡 48 郷が記載されている。このうち米子平野の大半に当たる会見郡には日下・細見・美濃・安曇・巨勢・蚊屋・天万・千太・会見・星川・鴨部・半生の 12 郷が記載されている。『伯耆國風土記逸文』には「相見（会見）郡々家、西北有余戸里」とあり、米子平野西部は「会見郡半生郷」に属する地域とされている。ただしその詳細についての記載はない。

会見郡衙については伯耆町坂長と南部町天万に求める説があるが、近年の発掘調査例の増加から、坂長地区に所在する可能性が高まっている。この地区では長者屋敷遺跡や坂長下屋敷遺跡、坂長第 6 遺跡等で奈良時代の官衙的配置の大型掘立柱建物跡群が、坂長第 6 遺跡では鍛冶工房が検出されており、坂長村上遺跡や坂長第 7 遺跡では円面硯や刻書土器など、官衙的な性質が強い遺物が出土している。周辺には、白鳳期の法起寺式伽藍配置をとる寺院で、重文の石製鷲尾を持つ大寺廃寺や、塔心礎が残存する坂中廃寺等の古代寺院跡がある。郡衙の下部組織として、郷家があったとされている。今在家下井ノ上遺跡では、掘立柱建物跡や「口田」の墨書き土器、転用硯などが出土していることから、蚊屋郷の郷家であると推定されている。また、博労町遺跡では区画溝に囲堀された掘立柱建物群や、鍛冶関連遺構などと共に、腰帶具 5 点、「息」「太」「厨」等の墨書き土器などが出土しており、半生郷の郷家か別院等といった官衙関連施設の可能性が示唆されている。この時期の集落遺跡として、郡衙周辺には福市遺跡や宗像古墳、宗像神社を祀った勢力等が存在していたようである。また、陰田・吉谷周辺域は出雲、伯耆の国境に位置しているため古くから往来の要地であり、7 世紀後半以降になると官衙との関連性の高い遺跡が出現する。

淀江町福岡には 7 世紀末に金堂の東側に南北に 3 塔が配置された独特の伽藍配置を持つ上

淀廃寺が建てられた。廃寺跡からは国内最古級の壁画や塑像片が出土し、また「癸未年（683年）」と刻まれた瓦が出土しており、考古学・美術史上注目されている。

古代山陰道については、大寺廃寺、坂中廃寺、長者屋敷遺跡を通って、伯耆町岩屋谷から南部町天万を抜ける南側のルート、もしくは米子市諏訪から古市を抜ける北側のルートが想定されており、国境は『出雲国風土記』の手間割に比定されている。ただし、この北側の山陰道については、ルート上の候補地である古市流田遺跡、橋本遺跡群などの調査では検出されていない。

中世

中世期の在地領主層として、土着した国司紀氏の子孫と伝えられる紀成盛がいる。彼については、承安元（1171）年大山寺権現堂焼失の翌承安2年大山寺に奉納した厨子銘文に「伯州会東郡地主、本系紀納言」とあることから、会見郡東辺の古代以来の貴族が土着、武士化したものと思われる。伯耆町坂長には「紀成森長者ノ塔」と記された石碑があり、この地に居宅を構えていたという伝承が残る。また、坂長前田遺跡では平安末期から鎌倉時代の甲冑に用いられた小札が出土している。『大山寺縁起』養和元（1181）年には、紀氏と伯耆東部に力を持つ在庁官人である小鴨氏の争いの記述がある。この他、伯耆の日野氏や藤原氏、金持氏等は、荘園内に勢力をもった地頭などが武士階級に成長したものと思われる。

建武3（1336）～4（1337）年、足利幕府方石橋和義、次いで山名時氏が守護に任命され、以後、室町時代には山名氏の子孫が伯耆を支配する。『応仁記』によれば、かつての地頭である赤松・福頼・小鴨氏などは被官し、伯耆衆と呼ばれる。南北朝以降、山名氏支配下の国人が中小の城館を構え、城下に家臣を集住させる。

その後、中世後期の動乱期になると、国境の交通要衝や山陰道沿いの要地を中心に法勝寺城、柏尾小鷹城、鎌倉城などが築造され、石井要害・橋本七尾要害・新山要害・戸上山城跡・飯山城跡・尾高城跡等の城砦が築かれる。特に標高287mの要害山上に築かれた新山要害（長台寺城）は出雲・伯耆の国境地域の拠点となっていた。西伯耆の領国支配をめぐる山名氏、尼子氏、毛利氏はこれら諸城を舞台に激しい戦闘を繰り返した。このうち尾高城は慶長6年、中村氏が米子城に入る前の城郭で、西伯耆の要であった。永正年間（1504～20）行松氏は伯耆尾高城を居城とし、尼子方、毛利方と城主が変わり、永禄7（1565）年、杉原氏、天正10（1582）年、吉田氏が城主となり、関ヶ原戦後は中村一忠が領主となると米子城完成まで居住する。戦国末期になると、山陰一体は毛利支配下に入り、天正19年（1591）吉川広家は、出雲東半・隠岐・伯耆西半（八橋城と汗入・会見・日野）11万石を毛利輝元から分与された。この年から広家は中海を望む水運の適地である米子に新しい城地を選んで湊山頂の城の築造にかかった。翌文禄元年（1592）、秀吉の命で朝鮮に兵5千人を率いて出陣、4月釜山に渡り、慶尚道から全羅道に転戦するが、翌年2月京畿道幸州山城で苦戦負傷する。同年9月、病気のため一旦帰国。翌3年（1594）再度渡鮮、4年にかけて奮戦、4年（1595）10月帰国、伏見で秀吉に面会後、月山富田城に帰城する。さらに慶長2年（1597）、秀吉の命で出陣、翌3

年正月蔚城の危急を救うため奮戦して秀吉の賞を得た。同年5月帰国、秀吉は東伯耆も与えようとしたが、石田光成・安国寺恵瓊らの反対で実現しなかったという。

慶長5年（1600）、広家は毛利輝元に対して石田三成への協力を思いとどまらせ、黒田長政らを介し、毛利は石田方に協力しないことを徳川氏に保証、戦後における防長の毛利領の安堵を得た。関ヶ原戦後、広家は岩国に転封となつたが、僅か3万石、正式な毛利支藩ではなかつた。毛利家はやがて広家が建てた岩国城を破毀させた。

市域の主な中世集落遺跡は、現在のところ検出されていないが、停滞期の砂丘上では盛んに農業生産活動が行われていたようである。博労町遺跡、錦町第一遺跡では鎌倉時代の畠跡が検出されており、概期の多量の遺物が出土していることから、近接域に集落が存在していた可能性が考えられる。中世墓としては、13～14世紀代の日下古墓、青木古墓、15～16世紀代の別所中原地下式横穴や別所長峰古墓、諏訪1号墳などがある。また、長砂丘陵上からは経典が埋納された青銅製の経筒が出土しており、観音寺集落に關係する経塚と推察されている。なお、中世後期には文献資料などで既に米子城下の記載があり、米子城下の発掘調査においても築城以前に溯る遺物も出土していることから、城下の整備は中世期にある程度整つていたと考えられる。

近世以降

近世期には、1600年に中村一忠が西伯耆の領主となり、慶長15年（1610）から加藤貞泰、元和3（1617）年から池田由之へと国替えが続いた後、寛永9（1632）年岡山藩主から国替えとなつた池田光仲が鳥取藩主となると、家老職荒尾氏が米子城預かりとなり、「自分手政治」を行うことが許された。以後明治まで米子城下は荒尾氏により統治された。

米子城については、吉川広家が構築し、一忠が完成させ慶長7（1602）米子城に入城したと考えられる。家老荒尾氏の時代になっても大規模な都市改造は行われていないことから、吉川広家、中村氏の城下町時代の町割りが踏襲されたとみられる。城下の武家屋敷については、近年米子城跡遺跡群として50か所以上の地点で発掘調査が行われている。いずれも中世以降に堆積した砂上に構築されている。

周辺の主な城館遺跡

・尾高城跡

尾高城は、別名「泉山城」とも呼ばれ、米子市尾高の標高40mの丘陵先端に築かれた中世城郭である。尾高の地は、城下に東西交通の要である山陰道が走り大山寺や山陽方面へも通ずる交通の西伯耆の要衝に当たることから、戦国時代には、軍事拠点として尼子・毛利両氏による攻防戦が幾度も繰り広げられた。尾高の大神山神社は、延喜式にも記載があり、尾高の集落がその時期から開けていたことを示す。城址西麓の小字名に門田・土井脇・北屋敷・瓦屋敷・南屋敷・清水屋敷などが残り、上市屋敷・小市場屋敷・新市屋敷などの商業的機能を推察できるものも残る。

永正年間（1504～1520）行松氏は伯耆尾高城を居城とし、尼子方、毛利方と城主が変わり、永禄7年（1565）杉原氏、天正10年（1582）吉田氏が城主となり、関ヶ原戦後は中村一忠が領主となると米子城完成まで居住する。発掘調査によれば、北から二の丸、本丸、中丸、天神丸の4つの曲輪を連ねて構成されていることがわかり、13世紀代からの遺物が出土しており、尾高城整備以前から居館が構築されていたことがわかる。城跡は昭和52年4月1日米子市指定文化財「史跡尾高城跡」に指定されている。

・富田城跡

島根県安来市広瀬町富田の月山（標高）に築かれた山城である。歴代の出雲国守護職の居城で戦国時代には尼子氏の本拠地となり、以後尼子氏とともに山陰の要衝の地となった。その後、城を巡っては度々攻防戦が行われ、最終的に尼子氏は毛利氏によって滅ぼされ、毛利領となった。西伯耆の領主となった吉川広家は、月山富田城に入り、米子城の普請を開始した。昭和9年（1934）、城郭跡は国の史跡に指定されている。この城出土の瓦と同じ文様の軒平瓦が米子城跡飯山で出土している。

・江美城跡

蜂塚安房守が15世紀後半に築城した山城で、日野川に張り出した丘陵先端部に城郭遺構が残る。ある。その後大永4年（1524）の尼子氏の伯耆侵攻に伴って、尼子氏の支配下に入った。江尾城のある一帯は山陰山陽を結ぶ交通上の要地であり、尼子氏と毛利氏による争奪戦が繰り広げられた。蜂塚氏は、永禄7年（1564）8月8日に毛利方の将・杉原盛重の猛攻を受け、落城する。以後、江尾城は毛利氏の支配するところとなり、吉川氏により近世城郭へと改造され慶長年間まで存続したといわれている。吉川氏の改修時に葺かれたとみられる瓦と同様とみられる瓦が米子城跡で出土している。

・松江城

堀尾吉晴により慶長12年（1607）に着工、慶長16年（1611）に完成された平山城である。吉晴は慶長5年（1600）の関ヶ原の合戦の功績により、遠州浜松から出雲・隠岐24万石の大名として広瀬の月山富田城に入城したのち、近世城下町を形成するために宍道湖のほとりの標高28mの亀田山に築城を計画し、5年間にわたる難工事の末完成させた。現存天守は国宝に、城跡は国の史跡に指定されている。

〈引用・参考文献〉

大村雅夫他 2003『新修米子市史』第1巻 通史編 原始・古代・中世 米子市

大村雅夫 2010「米子平野の考古学史」『新修米子市史』第15巻資料編考古補遺 米子市

大村雅夫 2012『米子平野の考古学資料 II 米子市域の発掘史』財団法人 米子市教育文化事業団

大村雅夫 2014『米子平野の考古学資料 VI 米子平野の考古学の現在』一般財団法人 米子市文化財団

国田俊雄他 1997『新修米子市史』第12巻 資料編 絵図・地図

小原貴樹編 1978『尾高城址－鳥取県米子市尾高城址発掘調査報告－』尾高城址発掘調査団・米子市教育委員会

田中精夫他 1988『鳥取県埋蔵文化財シリーズ3 旧石器・縄文時代の鳥取県』鳥取県埋蔵文化財センター

中原斉ほか 1999『新修米子市史』第7巻資料編 考古・原始・古代・中世 米子市

中原 斎ほか 1999『新修米子市史』第7巻資料編 考古・原始・古代・中世 米子市

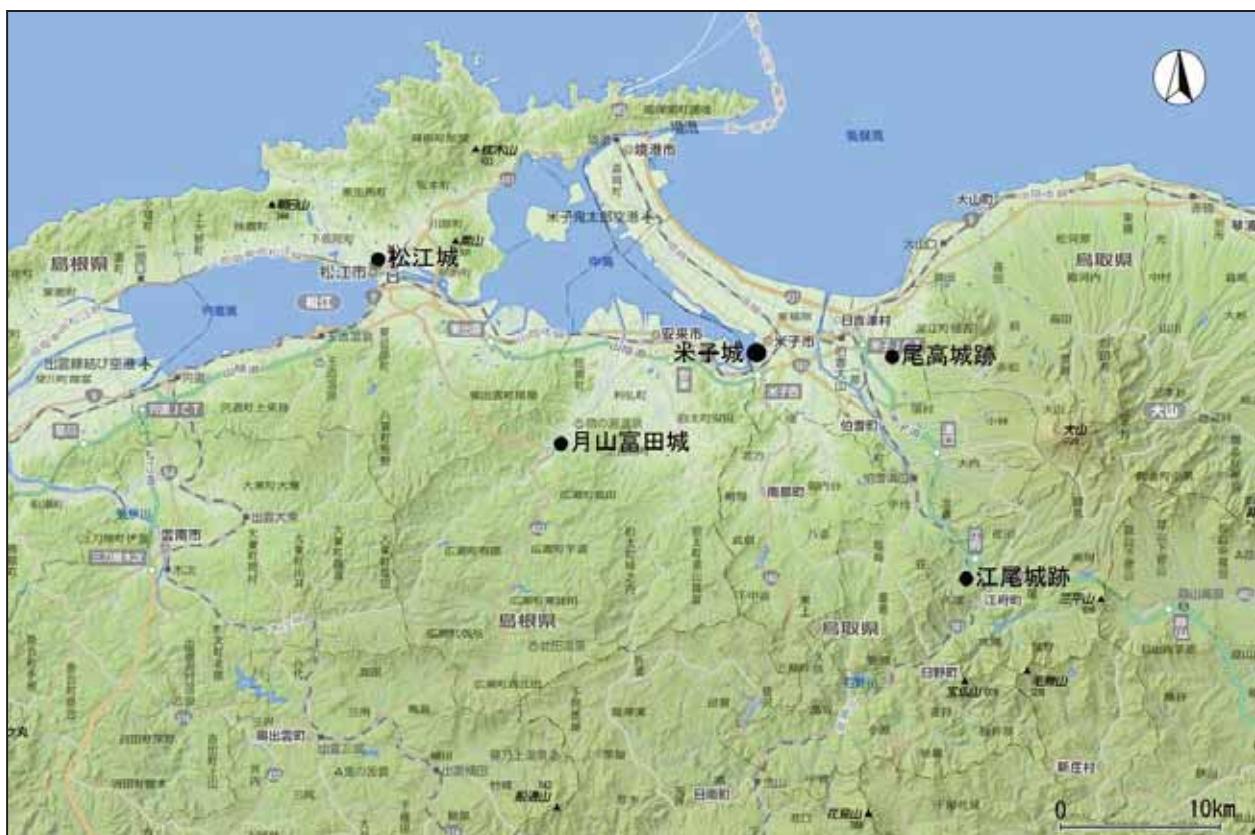
中村 保 1997『因幡・伯耆の町と街道』富士書店

野田久雄他 1987『鳥取県埋蔵文化財シリーズ1 鳥取県の古墳』鳥取県埋蔵文化財センター

野田久雄他 1987『鳥取県埋蔵文化財シリーズ2 弥生時代の鳥取県』鳥取県埋蔵文化財センター

野津弘雄他 1999『安来市誌』上巻 通史編 安来市

*引用・参考文献の内、報告書の記載については紙面の都合で割愛した。



周辺城館位置図

第4節 社会的環境

1 土地利用と景観

米子市の市域における都市構造は概ね、日野川による土砂の堆積によって形成された米子平野及び美保湾の砂州で形成された平地部で構成された北部地域と、秀峰大山をはじめとした中国山地に抱かれる南部地域、東部に位置し、南北を山と海に挟まれた淀江地区で構成されている。それらの中央部に市街地が広がっており、市街地の西端近くに史跡米子城跡がある。

北部地域では、JR米子駅から国道9号に広がる中心市街地を核として市街地が放射状に周辺へ拡大している。市街地の北西部にある弓ヶ浜半島一帯は、境港方面に白ねぎ、にんじん、葉たばこ等の農地と集落地が帶状に延びている。

南部地域は、日野川流域に広がる平野部と大山山麓から中国山地につながる丘陵地により形成され、平野部のほとんどが水田を中心とする農地として利用されている。

淀江地区は、中央部と西部には、大山山麓から流れ出る河川が形成した沖積層地帯が広がっており、主に水田や畠地帯、住宅地として利用されている。北には日本海を望み、南東側を占める大山山麓の大部分は森林で、一部果樹園や採草地として利用されている。

そして、市域を囲むように、西には汽水湖として日本で2番目の大きさを誇り、ラムサール条約にも登録されている中海があり、北には壮大に広がる日本海や白砂青松の弓ヶ浜半島、東から南にかけては、「伯耆富士」とも呼ばれる秀峰大山やそれに連なる中国山地の山々、丘陵地があるなど豊かな自然景観が広がっており、市街地の景観も含めこれらはすべて、変化に富んだパノラマ景観として米子城跡から一望することができる。

また、こうした自然景観のほかに、中心市街地の旧加茂川・寺町周辺地区などでは、米子城跡や城下町などの歴史を物語る町並みや文化財等が歴史的景観を形成している。

2 交通

米子市へはJR路線、道路、航空路などにより容易にアクセスすることができる。また、米子城跡は本市の中心市街地にあり国道9号に接しているため、米子市内の各所から米子城跡へのアクセスも良好である。

公共交通でみると、米子城跡の最寄り駅であるJR米子駅が、JR山陰本線、伯備線、境線の結節点となっており、島根・鳥取方面からは山陰本線、岡山方面からは伯備線、境港方面からは境線を利用することができる。米子駅は特急停車駅でもあるため、山陰本線、伯備線を経由する場合は、特急を利用することによって、さらに利便性が高くなる。またJR米子駅は、東京、大阪、神戸、京都、広島、福岡方面を結ぶ長距離バスの発着点にもなっている。

空路では米子空港（愛称「米子鬼太郎空港」）と羽田空港を約75分で結ぶ東京便が1日6便就航しており、米子空港からタクシーなどをを利用して米子城跡へ行く場合は、都市計画道路米子駅境線で約25分、米子空港からJR境線を利用してJR米子駅まで行く場合は、約30分の所要時間である。

JR米子駅を起点にすると米子城跡は、西へ約1kmと比較的近い距離にあり、駅の正面口に直結する駅前通り（県道）を約700m北西に直進し、国道9号との交差点を左折すればすぐに湊山山頂にある天守跡の石垣を視認することができる。米子城跡への入口のひとつである二の丸柵

形までは駅から徒歩で約 10 分の所要時間である。

自家用車等で米子城跡にアクセスする場合は、境港方面からは弓ヶ浜半島を南北に走る中海側の都市計画道路米子駅境線を利用して約 30 分、美保湾側の国道 431 号から国道 9 号を経由すると約 40 分の所要時間である。

米子市近郊からのアクセスであれば、鳥取方面、松江方面からは国道 9 号を、日野郡、西伯郡方面からは国道 180 号、181 号を利用するのが便利である。

遠方からのアクセスは山陰道米子道路（岡山方面からであれば中国横断自動車道岡山米子線を経由して）を利用することになるが、米子中 IC または米子西 IC が最寄りの IC となり、そこから約 10 分で米子城跡にアクセスできる。

海外からのアクセスは、航空路による場合は米子空港、海路による場合は境港をターミナルとして、そこから陸路を利用することになる。

また、米子市に滞在する場合の主な宿泊地となる米子駅前から米子城跡までは、前述したように徒歩で 10 分程度の距離にあり、山陰でも有数の温泉地である皆生温泉から米子城跡までは車で 15 分程度の距離にある。

3 文化観光資源の分布状況

米子市は、紀元前の時代から人々の営みが続く悠久の歴史と北に日本海、東に国立公園もある大山、西にラムサール条約登録湿地である中海、南に中国山地から連なる山々など豊かな自然に囲まれたすぐれた立地にある都市であり、市内には様々な歴史・文化資産や観光資源等がある。

本市における指定等文化財は、平成 29 年 1 月 1 日現在で、国指定文化が 11 件、県指定文化財が 15 件、市指定文化財が 29 件、登録有形文化財が 11 件、国選択文化財が 2 件、県選択文化財が 1 件を数える。

米子城跡に関連する文化財としては、至近の位置にある内町に、米子城下町の商業の隆盛を伝える建造物である国指定重要文化財「後藤家住宅 主屋、一番蔵、二番蔵」があるほか、寺町の心光寺には、江戸時代の庭園様式を伝える名勝、県指定文化財「心光寺庭園」、同じく寺町の妙興寺には、米子城城主中村一忠に仕えた家老横田内膳にまつわる市指定文化財「横田内膳墓碑及び遺品」、米子市立山陰歴史館には、江戸時代に繁栄した商家の所蔵する工芸品や古文書などの市指定文化財「大谷家資料」、米子城が家老預かりとなってから 11 代にわたり米子城を治めた荒尾家の菩提寺である了春寺には、市指定文化財「荒尾家墓所附荒尾家位牌」、山陰歴史館と鹿島家には、幕末に米子城四重櫓の改修工事を請け負った証として鹿島家が下賜された市指定文化財「米子城 鮎」^{しゃちほこ} が、米子城跡のある湊山に隣接する都市公園湊山公園には、江戸時代の海岸線を示す市指定文化財、天然記念物「潮止め松」や 2 代目城主加藤貞泰らの菩提寺であった清洞寺の遺構がある市指定文化財「清洞寺跡」などがある。

また、江戸時代に城下町にあった武家屋敷から、昭和になって米子城跡地内に移築したものである「旧小原家長屋門」も、江戸時代の武家屋敷の建築様式を今日に伝える唯一の建築物であり、市指定文化財に指定されている。

このほか、市内には、弥生時代、白鳳時代など古代から中近世にわたっての史跡等貴重な文化遺産が多数存在する。

国指定文化財に指定されているものには、弥生時代後期から古墳時代中期を中心とする集落跡や古墳からなる「福市遺跡」、弥生時代中期から奈良時代を中心とする集落跡や古墳からなる「青木遺跡」、淀江地区では国内最大級の弥生時代の集落遺跡である「妻木晩田遺跡」、古墳時代後期では伯耆最大規模の首長墓群である「向山古墳群」、日本最古級の仏教壁画が出土した白鳳時代の寺院跡「上淀廃寺跡」、古墳時代の石造彫刻である「石馬」などがある。

これらの文化財や米子市の歴史等に関する資料を収蔵し、展示・公開に供するとともに、調査研究等を行っている文化施設として、米子市の歴史全般に係る資料の収蔵展示や調査研究を行う「米子市立山陰歴史館」、埋蔵文化財の調査研究等を行う「米子市埋蔵文化財センター」、福市遺跡、青木遺跡の遺物を中心とした収蔵展示を行う「米子市福市考古資料館」、淀江地区の歴史民俗資料の収蔵展示や史跡上淀廃寺跡のガイダンス機能を持つ「上淀白鳳の丘展示館」がある。

また、本市を観光面からみると、大きく3つのエリアとしてとらえることができる。白砂青松の風景と豊富な温泉資源を有する山陰最大の温泉地である皆生温泉地区、豊かな緑と名水に恵まれ、史跡の宝庫でもある淀江地区、米子城跡や近世から近代にかけての歴史を感じさせる古い町並みなどを有し、ラムサール条約登録湿地である中海に接する中心市街地である。

皆生温泉は、米子城跡から約5kmの位置にあり、車で約15分の所要時間である。国立公園大山を仰ぎ日本海に寄り添うすぐれたロケーションにあって、旅館・ホテル・日帰り温浴施設など宿泊・レジャー施設が集積しており、四季を通じてスポーツやレジャーに華やぐ観光リゾート地のにぎわいをみせている。日本におけるトライアスロン発祥の地としても有名である。

淀江地区は弥生時代の集落跡や古墳時代の史跡、白鳳時代の寺院跡など史跡が豊富であるとともに「本宮の泉」、「天の真名井」といった大山山麓の伏流水が湧き出る名水の里としても知られており、標高751.4mの孝靈山を中心に大山山麓の山々を仰ぐ、水と緑の自然にあふれた地区である。淀江地区と米子城跡とは、本市の東端と西端という位置関係になるが、その距離は約12km、車での所要時間は山陰道を経由して約25分という、そう遠くない位置にある。

中心市街地は、米子城跡を要として扇型に広がっており、近世に築かれた城下町の名残が多数見られるとともに、近代、現代へとつながる町の発展の痕跡も随所に見ることができる。米子城跡から国道9号沿いに約500mほど北東の方向に進んだところにある山陰歴史館は、米子城跡に関連する常設展示など、この地域の歴史を伝える様々な歴史資料等の収蔵展示や教育普及のための講座等を開催している。山陰歴史館から国道9号をまたいで徒歩3分のところには米子市美術館や米子市立図書館があり、図書館では米子城跡に関連する歴史研究会の活動なども行われており、文献資料なども豊富にある。

また、米子城跡と城下町のエリアでは、米子下町観光ガイドが歴史探訪コースなどを案内するガイドツアーや、往時の城下町の風情を残す旧加茂川沿いの景色や中海、深浦からの米子城跡の姿を望むことができる観光遊覧船「加茂川・中海遊覧」があって、観光客などに利用されている。

さらに、中心市街地には、古くから山陰の交通の要衝として栄えた歴史を受け継ぎ、JR路線や高速バス路線網、米子道・山陰道の高速道路網、米子空港などの交通の結節点としての機能や、宿泊施設・飲食店・コンベンションセンター・文化ホールなど、来訪者にとって利便性の高い施設が集積しているという地域的特性がある。コンベンションセンター横を流れる加茂川沿いには、米子彫刻シンポジウムの際に制作された野外彫刻を多数配置し、「美しい日本の歩きたくなるみ

ち 500 選」にも選ばれている米子彫刻ロードがあり、米子城跡のある湊山のふもとの湊山公園まで続いている。こうしたロケーションであることから、JR 米子駅周辺の宿泊客などが、わずかな空き時間を利用して周辺散策を楽しみながら米子城跡に立ち寄ることも多い。

市域全体が比較的コンパクトであり、市内各所に分布する文化観光資源と米子城跡とのアクセスも良好である。

文化財、文化施設等分布図

4 法的規制の状況

(1) 法規制の概要

米子城跡は、文化財保護法、都市計画法、都市公園法、鳥獣保護法、森林法などの法令により、規制・保護されている。また、湊山と飯山の一部が、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）による「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。

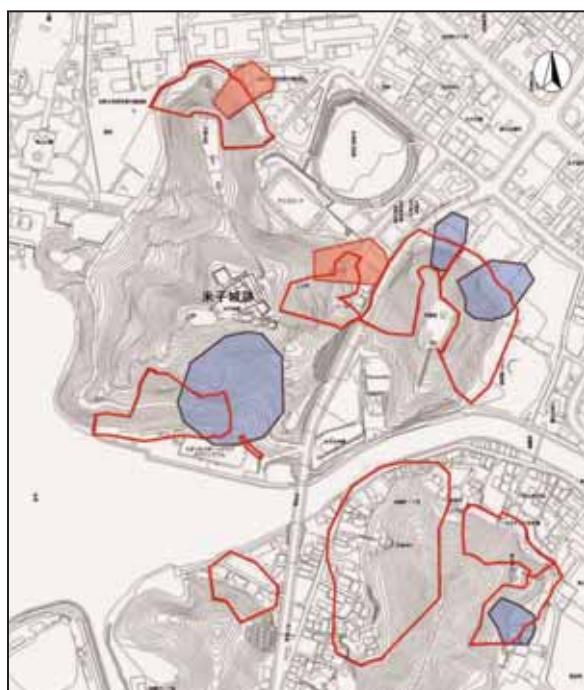
現在の史跡指定範囲は、本丸・内膳丸・二の丸にとどまっているが、下図に示す外堀を含む外堀から内側の区域を、周知の埋蔵文化財包蔵地（米子城跡）として、保護を図っている。



法規制区域図



周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲



急傾斜地崩壊危険箇所の範囲
土砂災害特別警戒区域の範囲

- 急傾斜地崩壊危険箇所 I
- 急傾斜地崩壊危険箇所 II
- 土砂災害特別警戒区域 (指定済)

※鳥取県地理情報公開システム
とっとり web マップ<防災情報>より引用

(2) 法による規制の内容

都市計画、緑の計画等周辺環境、景観の保全に関する措置を行っている。また、外堀の内側（外堀を含む）を文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として指定し、保護措置を講じている。公有、私有を問わず都市公園区域として指定している区域、風致地区に指定している区域、文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地として指定している区域などがあり規制状況は一様ではない。本計画の対象区域に係る関係法令は次のとおりである。

1) 文化財保護法

本丸（深浦側の一部を除く）、二の丸、内膳丸が、平成18年に国史跡として指定されており、現状変更等を行う場合には文化財保護法第125条及び文化財保護法施行令第5条に基づく許可が必要である。

また、外堀の内側（外堀を含む）の区域で国史跡指定地以外の区域については、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として指定し、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとする場合には、民間事業者においては、事前に文化庁長官に届け出を要することとし、国の機関等においては、あらかじめ、文化庁長官に通知しなければならないこととしている。

2) 都市公園法

湊山を含む28.5haの区域を総合公園「湊山公園」とし、この区域内にあっては、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設及びその他政令で定める公園施設に限り設置が可能である。

また、特別の場合を除き、公園施設として設けられる建築物の建築面積は、当該公園の敷地面積の100分の2以下に制限されている。

3) 都市計画法

本計画対象範囲はすべて都市計画法に基づく市街化区域となっており、1,000m²以上の開発行為については許可が必要であり、このうち公園区域を除いた部分が第1種住居地域となっており、建築物の用途と形態、建ぺい率が60%以内であること、容積率が200%以内であることといった制限がある。

また、本計画対象範囲のうち三の丸の一部を除いた部分が都市計画法に基づく風致地区に指定されており、建築物の高さが15m以下であること、建ぺい率が40%以内であること、建築物の意匠制限等のほか、宅地の造成、木竹の伐採、土石の類の採取などについて、都市の風致を維持するための規制がある。

4) 森林法

湊山の西側斜面部分の山林については、森林法に基づく魚つき保安林に指定されており、区域内での立木の伐採や損傷、下草や落葉若しくは落ち枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について一定の制限がある。

5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、湊山公園、栗嶋神社境内地が鳥獣保護区に指定されており、鳥獣の保護繁殖のため、鳥獣の捕獲が禁止されている。また、米子水鳥公園及び中海の水域（一部水域を除く）が鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、干拓など一定の行為について、環境省の許可が必要となっている。

(3) 条例による規制

1) 米子市文化財保護条例

①現状変更等の制限（第35条）

市指定史蹟名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2) 米子市都市公園条例（主な関係条項）

①行為の制限（第3条）

都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。

- ・ 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- ・ 業として写真又は映画を撮影すること。
- ・ 興行をおこなうこと。
- ・ 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

②行為の禁止（第5条）

都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- ・ 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- ・ 竹木を伐採し、又は植物を採集すること。
- ・ 土地の形質を変更すること。
- ・ 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・ 張り紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。
- ・ 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- ・ 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- ・ 都市公園をその用途以外に使用すること。